

平成21年度
寒川町国民健康保険運営協議会（第5回）会議次第

日時：平成22年2月18日（木）

午後2時から

場所：町民センター 談話室

1. 開会

2. 議題

(1) 平成21年度国保特別会計補正予算(案)について・・・【資料1】

(2) 国民健康保険条例の一部改正(案)について・・・【資料2】

(3) 平成22年度国保特別会計予算(案)について・・・【資料3】

(4) 国民健康保険料の不納欠損処分について・・・【資料4】

(5) その他

3. 閉会

資料1

平成21年度国保特別会計補正予算（案）について

議案第 号

平成21年度寒川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成21年度寒川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,267,004千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年2月25日提出

神奈川県高座郡寒川町長 山上 貞夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 財産収入		千円 10	千円 38	千円 48
	1 財産運用収入	10	38	48
歳入合計		5,266,966	38	5,267,004

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 基金積立金		千円 10	千円 38	千円 48
	1 基金積立金	10	38	48
歳 出 合 計		5,266,966	38	5,267,004

平成21年度

寒川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
8 財産収入	千円 10	千円 38	千円 48
歳入合計	5,266,966	38	5,267,004

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
9 基金積立金	千円 10	千円 38	千円 48
歳出合計	5,266,966	38	5,267,004

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
0	0	38	0
0	0	38	0

2 歳 入

8 款 財産収入

1 項 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 利子及び配当金	千円 10	千円 38	千円 48
計	10	38	48

節		説	明
区 分	金 額		
1 利子及び配当 金	千円 38	国保財政調整基金積立金利子	千円 38

3 歳 出

9 款 基金積立金

1 項 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 保険給付基金積立金	千円 10	千円 38	千円 48	千円	千円	千円 38 財産収入	千円
計	10	38	48	0	0	38	0

節		説明	千円
区分	金額		
25 積立金	千円 38	001 国保財政調整基金積立金	38
		01 国保財政調整基金積立金	38

国民健康保険条例の一部改正（案）について

(案)

議案第 号

寒川町国民健康保険条例の一部改正について

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 2 月 25 日提出

寒川町長 山 上 貞 夫

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、条文の整備を図るため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例

寒川町国民健康保険条例(昭和 34 年寒川町条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条」を「山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 32 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項若しくは第 15 項又は第 35 条の 3 第 11 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。第 20 条第 1 項第 1 号において「租税条約実施特例法」という。)

第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び

同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第 314 条の 2」に、「山林所得金額の合計額(」を「山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(」に改め、同条第 2 項中「又は山林所得金額」を「若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額」に改める。

第 20 条第 1 項第 1 号中「については、」の次に「同法」を加え、「山林所得金額の算定」を「山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項若しくは第 15 項又は第 35 条の 3 第 11 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定」に、「山林所得金額の合算額」を「山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額」に改め、同項第 2 号中「山林所得金額」を「山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額」に改める。

第 25 条第 1 項第 2 号中「(資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限る。)」を削る。

附則第 8 条から第 13 条までを削り、附則第 14 条を附則第 8 条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町国民健康保険条例の規定は、平成 22 年度分の保険料から適用し、平成 21 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

寒川町国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>第 6 章 保険料 (一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p>	<p>第 6 章 保険料 (一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p>
<p>第 14 条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第 16 条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>	<p>第 14 条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 32 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項若しくは第 15 項又は第 35 条の 3 第 11 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。第 2</p>

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合には、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

～略～

(保険料の減額)

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が470,000円を超える場合には、470,000円)とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険

0条第1項第1号において「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第16条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合には、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

～略～

(保険料の減額)

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が470,000円を超える場合には、470,000円)とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条

者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に245,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者(当該世帯主を除く。)の数及び特定同一世帯所属者(当該世帯主を除く。)の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に245,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者(当該世帯主を除く。)の数及び特定同一世帯所属者(当該世帯主を除く。)の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算し

ア・イ (略)

2～4 (略)

～略～

(保険料の減免)

第 25 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するもののうち必要があると認められる者に対して保険料を減免することができる。

(1) (略)

(2) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納付義務者

ア・イ (略)

2・3 (略)

～略～

附 則

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険料の算定の特例)

第 8 条 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第 33 条の 3 第 5 項の事業所得又は雑所得を有する場合における第 14 条及び第 20 条第 1 項の規定の適用については、これらの規定中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第 14 条第 1 項中「同条第 2 項」とあるのは「同法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は地方税法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第 20 条第 1 項第 1 号中「とし、山林所得金額」とあるのは「とし、山林所得金額又は地方税法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得等に係る保険料の算定の特例)

第 9 条 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 14 条及び第 20 条第 1 項の規定の適用に

た額

ア・イ (略)

2～4 (略)

～略～

(保険料の減免)

第 25 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するもののうち必要があると認められる者に対して保険料を減免することができる。

(1) (略)

(2) 次のいずれにも該当する者

の属する世帯の納付義務者

ア・イ (略)

2・3 (略)

～略～

附 則

(削る)

(削る)

ついては、第14条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から地方税法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は控除後の長期譲渡所得の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「地方税法第314条の2第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」とする。

- 2 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「附則第34条第4項」とあるのは「附則第35条第5項」と、「控除後の長期譲渡所得の金額」とあるのは「控除後の短期譲渡所得の金額」と、「規定する長期譲渡所得の金額」とあるのは「規定する短期譲渡所得の金額」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る保険料の算定の特例)

(削る)

第10条 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第14条及び第20条の規定の適用については、第14条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並び

に同法附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「同法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 20 条第 1 項第 1 号中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は地方税法附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の算定」と、「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに同法附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「地方税法第 314 条の 2 第 2 項」とあるのは「同法第 314 条の 2 第 2 項」と、同項第 2 号中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「地方税法第 314 条の 2 第 2 項」とあるのは「同法第 314 条の 2 第 2 項」とする。

2 地方税法附則第 35 条の 2 の 6 第 7 項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

3 地方税法附則第 35 条の 3 第 13 項の規定の適用がある場合における第 1 項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 3 第 13 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険料の算定の特例)

(削る)

第 11 条 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第 35 条の 4 第 4 項の先物取引に係る事業所得又は雑所得を有する場合における第 14 条及び

第 20 条第 1 項の規定の適用については、これらの規定中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第 14 条第 1 項中「同条第 2 項」とあるのは「同法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第 20 条第 1 項第 1 号中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は地方税法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の算定」とする。

- 2 地方税法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは、「先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(条約適用利子等に係る利子所得等に係る保険料賦課の特例)

(削る)

第 12 条 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 10 項の条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 14 条及び第 20 条第 1 項の規定の適用については、これらの規定中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額」と、第 14 条第 1 項中「同条第 2 項」とあるのは「地方税法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額」と、「同法第 313 条第 9 項」とあるのは「地方税法第 313 条第 9 項」と、第 20 条第 1 項

第1号中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の算定」とする。

(条約適用配当等に係る配当所得に係る保険料の賦課の特例)

第13条 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約実施特例法第3条の2の2第12項の条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第14条及び第20条第1項の規定の適用については、これらの規定中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第14条第1項中「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、「同法第313条第9項」とあるのは「地方税法第313条第9項」と、第20条第1項第1号中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の算定」とする。

(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)

第14条 (略)

(削る)

(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)

第8条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町国民健康保険条例の規定は、平成22年度分の保険料から適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

平成22年度国保特別会計予算（案）について

平成22年度国保事業特別会計の概要

平成22年度予算、歳入歳出の総額は、5,261,454千円で、前年度当初予算額と比較して2.26%、116,462千円の増加となりました。

平成22年度は診療報酬が10年ぶりに増額改定になること、また、平成20年度に創設されました、長寿医療制度に伴う、前期高齢者交付金や後期高齢者支援金の過年度精算分が予算編成に大きく影響してあります。

【歳入】

1. 国民健康保険料

保険料全体の予算額は1,543,536千円で対前年度比6.85%、113,562千円の減額となります。

○一般被保険者の現年度分

医療給付費分は、予算額975,518千円、対前年度比5.68%の減額です。これは一般被保険者の医療費が増えていますが、前金高齢者交付金の平成20年度精算額の交付などから減額になっています。

後期高齢者支援金分は、予算額、290,963千円で対前年度比14.87%、50,806千円の減額です。これは、歳出の後期高齢者支援金が減額となっているため、予算額も減額になっています。

介護納付金分は、予算額99,893千円で、対前年度比9.60%、8,747千円の増額です。これは、歳出の介護納付金が増額になっているため、予算額も増額になっています。

○退職被保険者分の現年度分

退職分の保険料は、一般被保険者分と同じ料率で賦課されるだけで、医療費の金額とは関係がありません。新年度の料率が決まっていないので、一般被保険者の1人当たりの金額をもとに、退職被保険者の被保険者数を考慮して予算額としています。

○滞納繰越分

収納率向上に向け、一般、退職とも予算額を増額してあります。一般分被保険者分の予算額46,500千円、対前年度比7.64%、3,300千円の増額で、退職被保険者分の予算額2,800千円、100%、1,400千円の増額となっています。

2. 証明手数料

納付額の証明手数料で、10件分の予算額です。

3. 国庫支出金

○療養給付費負担金

一般被保険者の医療費などの支出に対し、国が定率で負担するものです。予算額は920,727千円で、対前年度比、0.90%、8,316千円の減額です。

一般被保険者の医療費は増加していますが、前金高齢者交付金が増加していません。療養給付費負担金は前期高齢者交付金分が控除されますので、医療給付費が増加しても、そのままこの負担金が伸びる計算ではありません。

○高額医療費共同事業負担金

歳出で計上している、「高額医療費共同事業拠出金」の1/4となります。拠出金の見込額が増加していますので、この負担金も増加しています。予算額は、26,928千円で対前年度比12.33%、2,956千円の増加です。

○特定健康診査負担金

特定健康診査に対する負担金で、目標受診率にあわせた受診者見込み数が増えていますので、この負担金も増額しています。予算額は6,836千円で対前年度比35.77%、5,035千円の増額です。

○財政調整交付金

例年前年度と同額を予算計上してありますが、特別調整交付金について、システム改修補填分が国からしめされたため、前年より増額になっています。予算額は1,546千円で、対前年度比415.33%、1,246千円の増額です。

○出産育児一時金補助金

平成22年度に新たに創設された補助金です。出産育児一時金420千円のうち40千円の1/2が該当するものです。

○介護従事者処遇改善臨時特例交付金

平成21年度に創設された交付金で、平成22年度は、前年度の約1/2が交付されるものです。

4. 療養給付費等交付金

退職被保険者分の医療費などに充てる交付金ですが、退職被保険者の医療費が増加していることから、増額を見込んでいます。

この交付金は、退職被保険者の医療費などの費用額から、退職被保険者分保険料を差し引いた、残りの金額が交付されるだけのものです。予算額は、279,056千円で対前年度比3.90%、10,477千円の増額です。

5. 前期高齢者交付金

65歳以上の被保険者を前期高齢者とし、その割合に応じて交付される交付金です。

平成22年度予算は、平成20年度の清算分が加味された金額になっています。予算額は1,223,880千円で、対前年度比19.01%、195,746千円の増額です。

6. 県支出金

○高額医療費共同事業費負担金・特定健康診査負担金

国庫支出金にも同じ負担金があります。基本的には同じ計算で算出しますので、国庫支出金と同額を計上しています。

○都道府県財政調整交付金

国の療養給付費負担金と同様に一般被保険者の医療費や、老人保健拠出金・後期高齢者支援金・介護納付金などが算出の基礎となりますが、前期高齢者交付金が増えたことなどから、予算額は157,506千円となり、対前年度比11.36%、20,192千円の減額となります。

7. 共同事業交付金

高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業からの交付金です。歳出の拠出金の金額から、過去の実績をもとに推計してあります。

高額医療費共同事業交付金の予算額は、91,557千円で、対前年度比12.33%、10,051千円の増額です。

保険財政共同安定化事業交付金の予算額は、478,275千円で、対前年度比5.81%、26,245千円の増額です。

8. 繰入金

繰入金総額の予算額は、453,286千円で、対前年度比0.74%、3,397千円の減額です。

保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金までは法定繰入で、その他一般会計繰入金が法定外の繰入です。

保険基盤安定繰入金

7.5.2割軽減を見込んだ繰入額を計上しています。

出産育児一時金等繰入金

380千円の2/3及び40千円の1/3の100件分を計上しています。

財政安定化支援事業繰入金

60歳以上の被保険者の割合に応じて計算されますが、毎年、算定係数等が変わり推計が困難でありますので、前年度実績額を計上しています。

その他一般会計繰入金

予算額は225,018千円で前年度比1.85%、4,244千円の減額です。一般医療費は伸びていますが、歳入の前期高齢者交付金が大幅にのびていることから保険料とその他繰入金の増額を抑制しています。

【歳 出】

1. 総務費

予算額は、90,085千円で対前年度比12.10%、12,402千円の減額です。総務費の内容は、人件費や国保運営事業の事務経費のほか、共同電算委託料、国保連合会への負担金、賦課徴収費、国保運営協議会費などが含まれます。

2. 保険給付費

保険給付費全体の予算額は、3,699,935千円で、対前年度比3.52%、125,943千円の増額です。冒頭にご説明しました、診療報酬の改定を見込んだ予算計上になっています。

療養給付費

一般被保険者分の予算額は、2,970,237千円で、対前年度比3.95%、112,883千円の増額です。

退職被保険者分の予算額は、254,984千円で、対前年度比0.52%、1,331千円の増額です。

療養費・高額療養費

療養費については、実績等を参考に減額になっています。また、高額療養費については、増額となっています。

高額・介護合算療養費

平成21年度から新たに創設されたもので、平成22年度予算については、前年度実績をもとに計上してあります。

出産育児一時金

昨年度より10件減の100件分を見込んだ予算額で、42,000千円になっており、前年度対比0.48%、200千円の減額となります。

葬祭費

実績数から前年度より増額をしており、前年度対費8.70%、400千円の増額です。

3. 老人保健拠出金

予算額は、1,785千円で対前年度比86.60%、11,536千円の減額です。平成20年3月までで、老人保健制度は廃止となっていますので、平成22年度はその清算分の拠出となります。

4. 介護納付金

全保険者共通の単価が示され、40歳から64歳の被保者に応じて納付する介護保険制度に対する納付金です。

支払基金による平成22年度の試算にもとづき予算計上をしています。予算額は、234,045千円で、対前年度比10.17%、21,604千円の増額です。

5. 後期高齢者支援金

後期高齢者医療を支えるための支援金です。支払基金による平成22年度の試算にもとづき予算計上をしています。予算額は、605,238千円で、対前年度比6.67%、43,285千円の減額です。

6. 前期高齢者納付金

後期高齢者支援金と同じく、高齢者の医療の確保に関する法律で規定されたもので、65歳以上の人を前期高齢者としています。各保険者の加入者のうち前期高齢者の割合が大きい保険者は交付金を受け、小さい保険者は納付金を払うこととなります。おおむね市町村国保は交付金を受けることになり歳入で交付金を見込んでいます。交付金を受けていながら納付金も払うことになっていますが、制度創設時の経過措置として、あまり過大な納付金になる保険者の、その過大になった部分を全保険者で按分することになっており、この納付金は按分される見込みの金額です。受け取る交付金と相殺されないために歳出科目に計上してあります。予算額は、1,099千円で対前年度比46.99%、974千円の減額です。

7. 共同事業拠出金

国民健康保険団体連合会が、事業主体となって実施している、高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業への拠出金が主なものです。予算額は国保連合会が試算した金額を計上しています。

高額医療費共同事業拠出金と保険財政共同安定化事業のほかに、「その他共同事業拠出金」として3千円を計上し、共同事業拠出金全体の予算額は、585,993千円となり、対前年度比6.95%、38,070千円の増額です。

8. 保健事業費

保健事業全体の予算額は、30,841千円となり、対前年度比0.79%、242千円の増です。特定健康診査・特定保健指導受診率の目標値に合わせた予算額を計上しています。

9. 基金積立金

基金積立金ですが、利息分のみを積み立てる見込みで、歳入の財産収入と同額の10千円を計上しています。

10. 公債費

一時的な資金不足となった場合に、金融機関から借入れをする場合がありますが、その場合の利息で、前年と同額を計上しています。

11. 諸支出金

前年度と同額を予算計上しています。

過年度保険料還付金

前年度の日付まで遡って資格を喪失した時などに還付となる保険料の予算です。

指定公費負担医療立替金

70歳以上の被保険者について、本来2割負担であるところを国の負担で1割としている関係で、現金給付となった場合に、いったん保険者が負担します。なお財源は、指定公費負担医療立替交付金として同額を計上しています。

12. 予備費

予算額は、8,800千円で対前年度比12.00%、1,200千円の減額です。医療費等の歳出額はどうしても推計であるため、ある程度の予備費を確保するための計上額です。

国民健康保険料の不納欠損処分について

平成21年度国民健康保険料の不納欠損処分について

滞納繰越額を増やさないためには保険料の収納率を引き上げることであり、そのために夜間・休日の滞納整理や納付相談窓口の設置、悪質滞納者に対する資格証の交付や差押等の滞納処分などの様々な努力をしております。しかし、国保の保険料の時効は（徴収権の消滅）は2年であり、2年以前の滞納額については、滞納処分、また徴収もできません。

昨年度の運営協議会でもお示ししておりますが、平成15年度以降の不納欠損額を毎年1億円程度とし滞納繰越額を圧縮し、増加させないようにはまいりましたが、近年、現年度分からの滞納繰越額が1億5千万円を超える金額になっており、滞納繰越額の圧縮には至っていないのが現状であります。

今年度の不納欠損は下記の状況になります。

・世帯数 1, 103世帯

・金額 98, 902, 862円

収納率を上げるための取り組み

1. 悪質滞納者への対応

- ・資格証明書・短期証の交付

平成13年度より法により義務化され、1年間特別な理由もなく保険料を滞納している者に対しては、資格証明書を交付しています。また、有効期間が短い証（短期証）を交付することで、納付相談を行い納付を促しています。

（平成21年12月末現在、資格証明書・52世帯

短期証・720世帯）

- ・滞納処分の実施

所得や資産があるにもかかわらず、保険料を滞納している、悪質な滞納者に対して給与、預金等の差押えを実施しています。

（平成22年1月末現在、差押え11件）

2. 納付しやすい環境づくり

- ・夜間及び休日納付窓口

滞納整理強化週間を設け、月曜日から金曜日までの午後7時まで、夜間納付相談窓口を開いています。また、休日納付相談窓口も設けて対応しています。

電話等で連絡がとれない滞納者には、直接自宅を訪問し滞納整理も実施しています。